

三重県立鈴鹿青少年センター利用に向けたガイドライン

三重県立鈴鹿青少年センター

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、適切な感染防止対策の徹底を図るため、三重県立鈴鹿青少年センター利用に向けたガイドラインを次のように設定する。

1、適切な感染防止対策の徹底

(1) 感染防止対策の周知について

- 施設の入口及び施設内に感染防止への協力を求めた掲示をする。
- ホームページに感染防止への協力を求める文書を掲載する。

(2) 利用者のうち体調不良の者については、入場及び利用を許可しない。

- 利用予約時に利用当日の検温と利用数日前からの体調管理の徹底を伝える。
- 利用当日には、事務所受付で施設職員から団体責任者に対し口頭で参加者の体調確認・検温確認を行うとともに、未検温者には利用前に検温を実施するよう依頼する。
- 口頭による利用者への体調確認・検温確認後に異常がなければ、異常なしの確認表に代表者のサインをもらうとともに、予約掲示板に確認済みのチェックを入れる。
- 状況（県内近隣で感染者が発生した場合など）により、来館時に参加者全員の連絡先・健康状態（検温確認）を記した名簿の提出をお願いすることがある。

(3) 体調不良者がいた場合の対応について

- 体調不良者は利用を中止いただく。状況に応じて名前・連絡先等の提出をお願いすることもある。

(4) 感染防止対策の具体的運用について

- 事前対策（ホームページでの周知）
 - ・感染拡大している国への渡航歴が14日以内である方への来館自粛要請
 - ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方への来館自粛要請
 - ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方への来館自粛要請
 - ・大声での発声、歌唱の自粛要請

- ・参加人数制限（6月18日まで100名以下、6月19日以降は250人以下）ただし、学校の集団宿泊学習等は除く。
- ・来館者の滞在時間の短縮の要請
- ・来館者へのマスク持参の要請

○予約時の対策

- ・上記事前対策の自粛要請の周知徹底を再度行う。
- ・クラスター発生や三つの「密」の恐れが考えられる場合は、県主催のイベント開催基準に準拠して利用許可を検討する。
- ・営業時間は、施設の利用時間内とする。
- ・利用人数については、6月18日まで100名以下とし、6月19日以降は250名以下とする。ただし、学校の集団宿泊学習等は除く。
- ・団体責任者には、利用者全員の名前・連絡先の把握をお願いする。
- ・研修室について、密集が懸念される場合は原則利用禁止とする。なお、三つの「密」の防止対策が徹底できる場合は、利用時間の短縮・利用人数の制限を条件に利用を許可する。

○来館時の対策

- ・利用当日の受付時、代表者の方に利用者全員の体調確認と検温を済ませ異常がないことを確認する。未検温の人がいれば事務所にて検温を行う。
- ・代表者の方に利用者全員の当日の体調確認と検温の結果を把握し、異常なしの旨を確認表（事務室）に記入してもらう。
- ・利用者が37.5度以上の発熱がある場合、平熱比+1度以上の発熱がある場合、息苦しさ・強いだるさがある場合など体調が優れない時は、利用を控えてもらう。
- ・ご利用の際にはマスクを着用し、他者との間隔を確保することを徹底してもらう。
- ・研修室では、定期的な換気をしてもらう。
- ・新型コロナウイルスの感染状況により、来館時に利用者全員の連絡先、健康状態（検温結果）を記した名簿の提出を依頼することがある。
- ・研修室の利用人数は、定員の半分とし、次のことを徹底する。
 - ①マスクの着用を徹底する。
 - ②人と人の間隔を2m以上確保する。
- ・宿泊室の利用人数は定員の半分为原則とする。(ex 8人部屋なら4人で使用) また宿泊時には朝・就寝前の状況を報告いただくなど、健康状態を確認する。
- ・浴室の利用人数は定員の半分为原則とし、利用時間を細かく区切ることをとす

る。

- ・食堂の利用は対面方式を避け、人数は定員の半分を原則とする。食堂スタッフはマスク着用を徹底するとともに、配膳方式で食事提供を行う。

(5) 換気や消毒の場所、方法、タイミングについて

- 研修室の利用にあたっては、利用者に定期的な換気（1時間毎）を依頼する。
- 研修室の利用後には、机、椅子、ドアノブ、手すり、スイッチなどの消毒を行う。
- 施設の入口、トイレ、使用する研修室の入口に手指消毒用アルコールを設置し手指消毒を推奨する。
- 食堂の利用にあたっては、入口に手指消毒用アルコールを設置するとともに、定期的な換気と客の入れ替え時の適切な消毒を行う。

(6) 利用許可する団体について

- 6月18日までは「人数100名以下」・「5月25日の緊急事態宣言解除前の特定警戒都道府県(北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県)からの利用者が見込まれない」・「三密の発生が想定されない」の条件を満たす団体について、6月19日以降は「人数250名以下」・「三密の発生が想定されない」の条件を満たす団体について、徹底した感染防止対策を条件に利用許可する。

(7) 施設職員の感染防止対応・対策について

- マスクを着用し、手指消毒を遂行する。
- 管理事務所の換気（窓や出入口の開放）を行う。
- 定期的にドアノブ、手すり、スイッチ等を消毒する。
- 職員は出勤前に必ず検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合、平熱比+1度以上の発熱がある場合、息苦しさ・強いだるさがある場合など体調が優れない時は、出勤を見合わせるとともに、必要に応じて医療機関を受診する。
- 管理事務所受付口、来館者との相談机及び職員間の机の上に透明の防護用仕切りを設置する。

(8) 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用について

- スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されるので、イベント参加前にインストールするなど活用をお願いします。

(9) 利用者の皆様へ

- 利用者は、マスクを着用し、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合時間を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流を控えていただくことを願います。

(10) 県外にお住いの皆様へ

- 本県で確認された感染者の感染経路は、多くが県外に由来することから、帰省等をご検討されている、感染者が急増しているエリアにお住まいやお勤めの方は、三重県の方針をふまえて慎重にご検討いただくようお願いする。